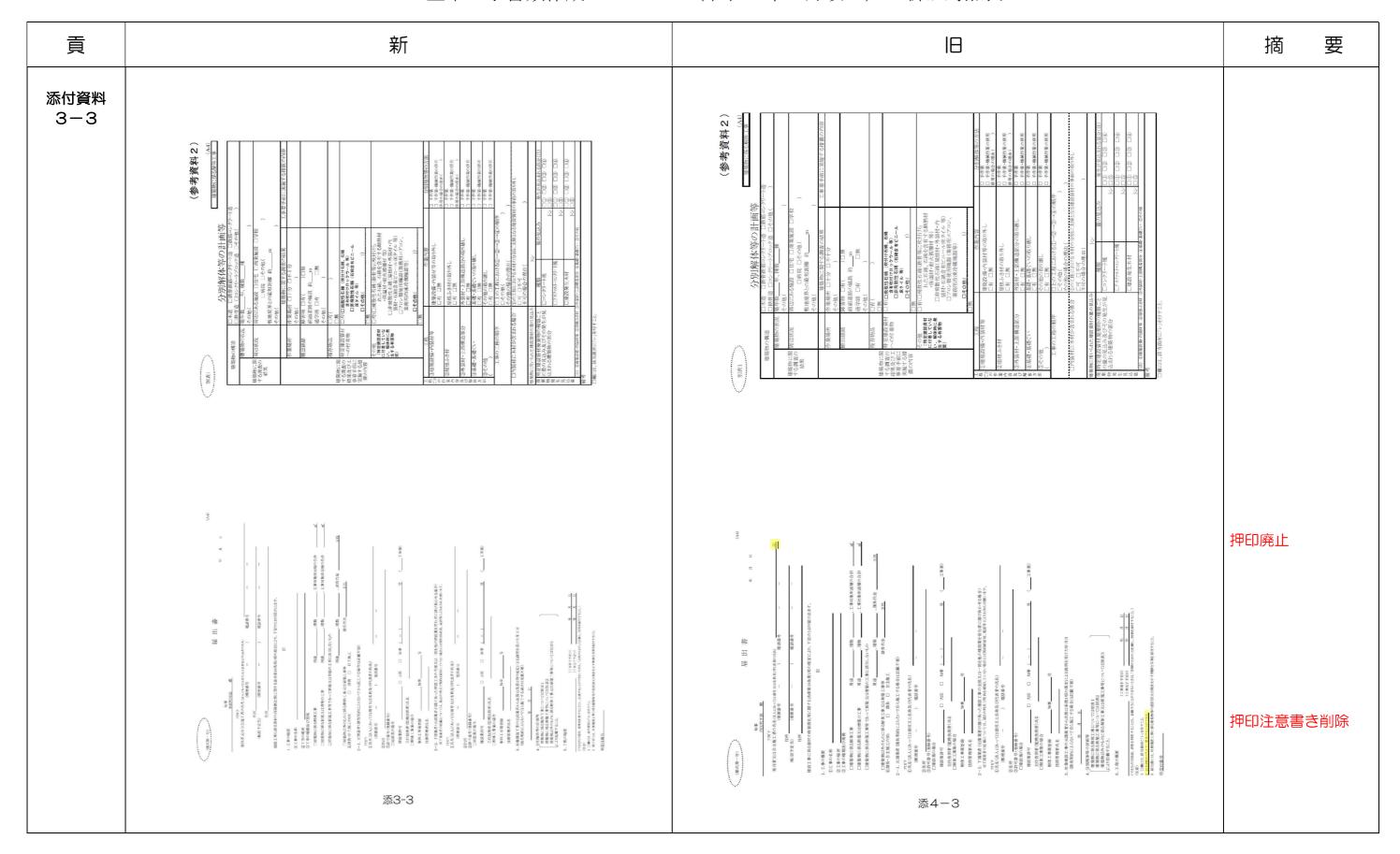


貢	新	IB	摘	要
添付資料 3-2				
	(参考資料 1 ) 説 明 書	(参考資料 1 ) 説 明 書		
	(発注者)	武 明 音 <u>平成</u> 〇〇 年 〇 月 〇 日  (発注者)  神奈川県〇〇土木事務所長 様 <u>講負者からの書類には押印が必要</u> <u>氏名 ○○建設株式会社 代表取締役 ○○○○ 印</u> <u>(郵便番号○○○一○○○○</u> 電話番号○○○ ○○ 一○○○○ 住所 神奈川県○○市○○町○○一○○	元号修正押印廃止	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。  1. 説明内容 添付資料のとおり  公共工事の場合は届出書ではなく通知書なので、不要  2. 添付資料  ①届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの)  ②別表 (別表 1~3のいずれかに必要事項を記載したもの)  □別表 1 (建築物に係る解体工事)  □別表 2 (建築物に係る解体工事)  □別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))  ③図面又は写真  ④その他の別添資料(添付する場合)  □案内図  □工程表	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。  1. 説明内容 添付資料のとおり 公共工事の場合は届出書ではなく通知書なので、不要  2. 添付資料 ①届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの) ②別表 (別表 1~3 のいずれかに必要事項を記載したもの) □別表 1 (建築物に係る解体工事) □別表 2 (建築物に係る解体工事) □別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)) ③図面又は写真 ④その他の別添資料(添付する場合) □ 案内図 □ 工程表		
	添3-2	添4-2		



貢	新	IB	摘要
(五)     添付資料     3-5	#析    請負契約書の例		元号修正
	歌語本語語語の場合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならかい。 上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な諸負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。 本契約の証として本書二通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。  令和 年 月 日  発注者 住 所 氏名  中  受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入し、各自押印する。  添3-5	取疵担保割合を記載した書面を発注者に交付し、設明しなければならない。 上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。 本契約の証として本書二通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。  平成 年 月 日  発注者 住 所 氏名 印  受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入し、各自押印する。  添4-5	元号修正

添付資料 3-9 (参考資料6) (参考資料6) (意義資料6) (意義養料6) (意義資料6) (意義資料6) (意義資料6) (意義資料6) (意義資料6) (意義資料6) (意義資料6) (意義養料6) (意	旧 摘 要 <u></u>
類します。	記載例   通 知 書   平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日   元号修正   押印廃止   押印廃止   押印廃止   押印廃止     (参考資料6)     ( 所 : 神奈川県○○市○○町 ○○○○   ( 所 : 神奈川県○○市○○回   ( 所 : 神徳   元号修正   元号修正   一元号修正   一元号标记号   一元号标记号   一元号标记号   一元号标记号   一元号标记号   一元号   一元

貢		新			IB				
添付資料 3-10									
			(参考資料7)			(参考資料7)			
		記載例			記載例				
		再資源化等	報告書		再資源化等	報告書			
			会和 ○ 年 ○ 日 ○○ 日			<u>平成</u> ○○ 年 ○ 月 ○○ 日	元号修正		
	(発注者) _ 神奈川県〇〇土木事務所	近長 様	1111 0 + 0 % 00 I	(発注者) 神奈川県〇〇土木事務	所長 様				
	<u>氏名</u> <u>(郵便</u> :	〇〇建設株式会社 代表 番号〇〇〇一〇〇〇〇)「	電話番号〇〇〇一 〇〇 一〇〇〇〇	<u>氏名</u> <u>(郵</u>	〇〇建設株式会社 代	表取締役 0000 <u>印</u> 電話番号000- 00 -0000 00-00	押印廃止		
	り、特定建設資材廃棄物の 1. 工事の名称 <u>令和</u> 〇年	D再資源化等が完了したこ 記 拝度 県道○○号線道路補	とを報告します。	り、特定建設資材廃棄物 1. 工事の名称 <u>平成</u> ○	の再資源化等が完了した。 記 ○年度 県道○○号線道路		元号修正		
	2. 工事の場所 神奈川県 3. 再資源化等が完了した 4. 再資源化等をした施設 (書ききれない場合は別組	(参考資料7) 記載例  再資源化等報告書	ЭЛООВ	2. 工事の場所 <u>神奈川</u> 3. 再資源化等が完了し 4. 再資源化等をした施 (書ききれない場合は別	元号修正				
	特定建設資材廃棄物 の種類	施設の名称	所在地	特定建設資材廃棄物 の種類	施設の名称	所在地			
	コンクリート塊	〇〇工業㈱	00市00町00-00	コンクリート塊	〇〇工業㈱	〇〇市〇〇町〇〇—〇〇			
	アスファルト塊	〇〇工業㈱	00市00町00—00	アスファルト塊	〇〇工業株	〇〇市〇〇町〇〇—〇〇			
	木材	〇〇チップ工業(株)	00市00町00—00	木材	〇〇チップ工業(株)	00市00町00—00			
	(参考資料を添付する場合	合の添付資料)※資源有効 事の場合。	(参考資料7) 載例  ( 等 報 告 書	(参考資料を添付する場	5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 <u>28</u> 万円(税込み) (参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上のエ 事の場合など				
	次のような建設資材を搬入する建 1. 土砂・・・1,000m3 以上 2.	設工事が対象となる 辞石・・・500t 以上 3. 加熱ア2	スファルト混合物・・・200t 以上	次のような建設資材を搬入する 1. 土砂・・・1,000m3 以上 2	建設工事が対象となる . 砕石・・・500t 以上 3. 加熱ア	スファルト混合物・・・200t 以上			
			塊、建設発生木材の合計が 200t 以上		必要事項を記載したもの) る建設工事が対象となる 以上 2. コンクリート塊、7スファルト・コンクリー	ト塊、建設発生木材の合計が 200t 以上			
	☑再生資源利用促進実施書	書(必要事項を記載したも	(0)	☑再生資源利用促進実施	書(必要事項を記載したも	もの)			
		添3-10			添4-10				

貢	新	IB	摘要
	<削除>	理論(サイクル法の指示)等う能主義の対応について(一動植物) 物は1年の19:20日 特別順人科・柴油・地点を参加を対していては、地変を生まれたついては、地変を生まれたついては、地変を生まれたついては、地変を生まれたついては、地変を生まれたついては、地変を生まれたついては、地変を生まれたついては、地変を生まれたついては、地変を生まれたのといたする。 また場所の形式 11 年の20年 / 神経   11 日本の20年 / 神経   12 日本の20年 / 神経   11 日本の20年 / 神経   12 日本の20	ページ削除

貢			新					IΒ			摘	
添付資料 3-11							t 0 2 11 77 3	700 St. =				
	3 建設リサイクル	レ法の届出等	窓口一覧表			3 建設リサイクル法	気の届出等 消	窓口一覧表				
	(1)届出(公井丁事	では通知)受理図	窓口(分別解体等に関する窓	8□)		(1) 届出(公共工事では	は通知)受理窓	口(分別解体等に関する窓	[口]			
	窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号	窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号		
	横須賀土木事務所	まちづくり・建築指	逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市公郷町1-56-5	046-853-8800	横須賀土木事務所導	ちづくり・建築指 課	逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市公郷町1-56-5	046-853-8800		
	県 平塚土木事務所	建築指導課	伊勢原市、寒川町、大磯町、二 宮町	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711	県 平塚土木事務所 建:	築指導課	伊勢原市、寒川町、大磯町、二 宮町	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711		
	木	まちづくり・建築指	愛川町、清川村	厚木市田村町2-28	046-223-1711	ホ 事 厚木土木事務所 導	ちづくり・建築指 課	愛川町、清川村	厚木市田村町2-28	046-223-1711		
	務東部センター	守沐 //		綾瀬市寺尾本町1-11-3	0467-79-2800	東部センター	"	海老名市、座間市、綾瀬市	綾瀬市寺尾本町1-11-3	0467-79-2800		
	所 県西土木事務所	"	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町		0465-83-5111	県西土木事務所	"	南足柄市、中井町、大井町、松 田町、山北町、開成町、箱根 町、真鶴町、湯河原町	足柄上郡開成町吉田島2489-2	0465-83-5111		
	横浜市	産業廃棄物対策課		横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階	045-671-3446	横浜市産	業廃棄物対策課		横浜市中区住吉町1-13 松村ピル	.8階 <u>045-671-3446</u> 3449	住所修正	
	川崎市	<u>建築管理課</u> (建築物 等[解体・新築・リ フォーム工事])	川崎市	川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル <mark>11</mark> 階	044-200-3088	<u>達</u>	<u>築指導課</u> (建築物 [解体・新築・リ		川崎市川崎区宮本町6	044-200-3088	課名修正	
		技術監理課(土木等工事)		  川崎市川崎区駅前本町12-1  川崎駅前タワーリバークビル17階	044-200-2764	川崎市 技:	-A工事]) 術監理課(土木等	川崎市	明治安田生命川崎t <sup>*</sup> <u>//</u> 階 川崎市川崎区駅前本町12-1	044-200-2764		
	特横須賀市	建築指導課	横須賀市	横須賀市小川町11	046-822-8319		事)	±± /∓ †0 →	川崎駅前タワーリバークビル17			
	た 藤沢市 相模原市	建築指導課 建築・住まい政策認	藤沢市 相模原市	藤沢市朝日町1-1 相模原市中央区中央2-11-15	0466-50-3539 042-769-8253	2		横須賀市 藤沢市	横須賀市小川町11 藤沢市朝日町1-1	046-822-8319 0466-25-1111	≡□々㎏┰	
	成 鎌倉市	建築指導課	鎌倉市	鎌倉市御成町18-10	0467-23-3000	17		相模原市	相模原市中央区中央2-11-15	(代表) 042-754-1111	課名修正	
	厚木市 平塚市	建築指導課 建築指導課	厚木市 平塚市	厚木市中町3-17-17市役所第二庁舎13 平塚市浅間町9-1 (#	皆 046-225-2430 t表 0463-23-1111	庁		鎌倉市	鎌倉市御成町18-10	(直達) 042-769-8253 0467-23-3000		
	小田原市	建築指導課	小田原市	小田原市荻窪300	0465-33-1435			厚木市	厚木市中町3-17-17市役所第二月			
	秦野市	建築指導課	秦野市	秦野市桜町1-3-2	0463-83-0883			平塚市	平塚市浅間町9-1	(代表) 0463-23-1111		
	茅ケ崎市	建築指導課	茅ケ崎市	茅ケ崎市茅ケ崎1-1-1	0467-82-1111			小田原市	小田原市荻窪300	0465-33-1435		
	大和市	建築指導課	大和市	大和市下鶴間1-1-1	046-260-5426			秦野市	秦野市桜町1-3-2	0463-83-0883		
	(2) 再資源化に関す	る窓口						茅ケ崎市 大和市	茅ケ崎市茅ケ崎1-1-1 大和市下鶴間1=1=1	0467-82-1111 046-260-5426		
	窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号	□   △和市   姓:	末旧守砵	Λπι (I)		040-200-3420		
	横須賀三浦地域県政	環境課	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町		046-823-0210	(2) 再資源化に関する窓	<b>E</b> D					
	総合センター   域   県央地域県政総合セ		F-1	1		窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号		
	県 ンター 政	環境調整課	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村 平塚市、藤沢市、茅ケ崎市、秦	厚木市水引2-3-1	046-224-1111	地談合センター		鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町		046-823-0210		
	総 湘南地域県政総合セ合 ンター	環境調整課	平塚市、藤沢市、多ゲ崎市、秦 野市、伊勢原市、寒川町、大磯 町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711	域 県央地域県政総合セ 環ンター		厚木市、大和市、海老名市、座 間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木市水引2-3-1	046-224-1111		
	タ 県西地域県政総合セ	環境調整課	小田原市、南足柄市、中井町、 大井町、松田町、山北町、 原町、2018年 1977年 1977年 1978年 1978	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000	総 湘南地域県政総合セ 合 ンター	境調整課	平塚市、藤沢市、茅ケ崎市、秦 野市、伊勢原市、寒川町、大磯 町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711		
	指横浜市	産業廃棄物対策課	町、箱根町、真鶴町、湯河原町 横浜市	横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階	045-671-2513	タ 県西地域県政総合セ 環ルシター	境調整課	小田原市、南足柄市、中井町、 大井町、松田町、山北町、開成	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000		
	定都	廃棄物指導課	川崎市	川崎市川崎区東田町5-4 市役所第3庁舎16階	044-200-2581	1 23-		町、箱根町、真鶴町、湯河原町	横浜市中区住吉町1-13 松村ピル			
	市 横須賀市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	廃棄物対策課 廃棄物指導課	横須賀市 相模原市	横須賀市小川町11 相模原市中央区中央2-11-15	046-822-8523 042-769-8335	捐	棄物指導課	川崎市	川崎市川崎区東田町5-4	044-200-2581		
						都		横須賀市	市役所第3庁舎16階 横須賀市小川町11	046-822-8523		
	(3)法全般に関する	窓口	44 本語	住所	雪託来旦 ]	<u> </u>		相模原市	相模原市中央区中央2-11-15	042-769-8335		
	分別解体等に関すること		担当課 県土整備局事業管理部建設リサイクル課建設リサイクル課建設リサイクルグルー		電話番号 045-285-3203	(3)法全般に関する窓口						
			プロ理体機工品理体の次を任理			WILLIAM TO THE PARTY OF THE PAR		担当課	住所	電話番号		
	再資源化等に関すること		推進課調金グループ	横浜市中区日本大通 1	045-210-4147	分別解体等に関すること		県土整備局事業管理部建設リサイクル課建設リサイクルでループ	横浜市中区山下町32	045-285-3203		
	※ 解体工事業者の登録	に倒りることは、県コ	1. 1987年 198	業審査担当(045-313-0722(直通))	になります。	再資源化等に関すること		県環境農政局環境部 資源循環 推進課指導グループ	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111 内線4158		
			添3-11			※ 解体工事業者の登録に関	※ 解体工事業者の登録に関することは、県土整備局事業管理部 建設業課建設業審査担当 (045-313-0722 (直通) ) になります。					
								添4-12				

